

第百五十六回国会

参議院厚生労働委員会会議録第十四号

平成十五年五月二十一日(水曜日)
午後一時二十八分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

朝日 俊弘君

補欠選任

角田 義一君

五月二十日

辞任

浅尾慶一郎君

補欠選任

木保 佳丈君

角田 義一君

朝日 俊弘君

出席者は左のとおり。

委員長

金田 勝年君

理事

武見 敬三君

中島 真人君

山本 孝史君

沢 たまき君

委員

狩野 安君

斎藤 十朗君

伊達 忠一君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

森田 次夫君

今泉 昭君

木保 佳丈君

谷 博之君

堀 利和君

風間 昶君

井上 美代君

小池 晃君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

順天堂大学医学部教授

社団法人日本食品衛生協会HACCP普及推進部部長

弁護士

農民運動全国連合会食品分析センター所長

丸井 英二君

丸山 務君

神山美智子君

石黒 昌孝君

森 ゆうこ君

大脇 雅子君

西川きよし君

川邊 新君

本日の会議に付した案件

○食品衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

昨二十日、浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として木保佳丈君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

本日は、両案について四名の参考人の方から意見を聴取することといたしております。

参考人の方々を御紹介いたします。

まず、順天堂大学医学部教授丸井英二君、続きまして、社団法人日本食品衛生協会HACCP普及推進部部長丸山務君、続きまして、弁護士神山美智子君、続きまして、農民運動全国連合会食品分析センター所長石黒昌孝君、以上の四名の方々がございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見を述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただきます。また、ご存じですので、よろしく御意見を申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきます。その後、委員からの質疑にお答えをいただきます。

なお、意見の陳述、委員の質疑及び参考人の答弁とともに発言は着席のままです。結構でございますが、よろしく御意見を申し上げます。

それでは、まず丸井参考人から御意見を述べさせていただきます。

○参考人(丸井英二君) それでは、私の立場から今回の食品衛生法、健康増進法の改正について意見を述べさせていただきます。

私は大学の医学部におりますけれども、公衆衛生が専門でして、そういうことで、平成十三年から食物アレルギーの表示義務化に伴いまして、その食品表示をどのようにするかということで研究班を担当してまいりました。その経緯がありまして、現在は農林水産省とともに、つまり厚生労働省と農林水産省が共同で食品表示に関する共同会議、二つの省の間で会議をやっておりますが、それで食品表示についての会議の、いろいろ期限表

示など審議しておりますので、そちらの方のお手伝いをしております。そういったことで、今回の食品衛生法並びに健康増進法の改正についてここで意見を述べさせていただきます。ことにになりました。

まず、食品衛生法、これは今回、「国民の健康の保護」という条項を入れる、そういう言葉を入れるということが非常に大きな変化の一つである。私の立場から考えております。もう一つ、私の立場からこれが重要であろうと思うことは、リスクコミュニケーション、これが強調されていることである。国あるいは都道府県の責務を課すという、そういう文言が入る、これもまた今までの食品衛生法になかった視点であろうというふうに思われます。

その他、添加物、農薬あるいは監視体制の強化等々についての規定について改正がございますけれども、個々の条文について云々するということなどは私の立場からいたしません。むしろこの二つの法律の背景、むしろこのように改正することが適切であろうと思われる背景についてお話をさせていただきます。

まず、食べ物、食の問題ですが、このところ数年、例えば偽装表示の問題、特にBSEに始まりまして様々な問題が起きてきてまして、非常に世の関心を引いているところでありますけれども、基本的に食べ物についていえば、安全ということを考えてときに、一〇〇％安全な食べ物は無いというふうに言っております。なぜならば、食べ物の危険性を含んでいる。なぜならば、食べ物というのは体の外部から来るものであって、どんな体にとつてもこれは異物ということになります。ですから、ある意味ではウイルスが入ってきたり細菌が入ると同じように体にとつて異物ですから、これをうまく体が入り入れて初めて体に役に

立つということ、この異物をどのように体が処理するかということが非常に大事なことになります。というわけで、食べ物の問題を考えますときには、食べる物と一つ、人、人間の側というのを忘れてはいけないということになると思います。

食について安全が非常に云々されますけれども、安全、安心というふうに言われますが、安全に關して言いますと、安全を確保するのはもちろん生産者、あるいは販売者、あるいは行政。つまり、安全な食べ物を、できるだけ安全な食べ物を供給するという責任が一方に、供給側にあると思います。もちろん、食べるということ自体が一〇〇%安全ではないわけですから、これはできるだけ安全なものを供給するという、それは努力義務があると思います。

一方、安心という言葉がよく使われますけれども、これは消費者があるいは国民が食べるときに安心して食べられるかどうかということで、これの基盤は信頼関係の上に成り立つ、そういう種類のもので、安心は物の問題ではなくて人と人の関係、そこから出てくるもので、これが後にも触れます今回の法律の改正の中でリスクコミュニケーションという言葉が強調される理由でもありますし、必要性でもあると思います。

先ほどお話ししましたように、食べ物は安全とは限らないとお話ししましたが、たとえば安全な食べ物という安全なものがあっても、安全な食べ物として安全であっても、人間が食べるという行為がありますので、食べ方によっては安全ではありません。どんなに安全な食べ物であっても食べ過ぎれば毒になるわけですし、食べ過ぎてもおなかを壊す、そういうことはあるわけですし、これは食べ物のせいではなくて、人間、食べる側の人間の責任ということになります。

例えば、食べ物の安全性、物の側の安全性ということを考えますと、その一つの難しい例が食物のアレルギーということになると思います。

先ほどお話ししましたように、平成十三年に食

品衛生法改正されて、アレルギーを引き起こす食品あるいは遺伝子組換え食品については表示を義務付けるという改正がありました。食物アレルギーは、言ってみれば、先ほど言いました物と人という関係でいうと物の問題でありますけれども、単に物の問題ではないということになります。

なぜならば、アレルギーを引き起こすような食べ物、これは例えば卵であったり牛乳であったり小麦であったりするわけですが、これ自体は栄養素あるいは栄養分を含む食べ物として人間にとっては欠かすことができない、そういう種類のものです。ですから、アレルギーを引き起こすような物質を含んでいるといっても、この食べ物は少なくとも普通の人間、一般の人間にとっては必要なものです。必要なものがある一部の人にはアレルギーを引き起こすという、そういう関係になっています。

難しいことに、だれか特定の方だけがアレルギーを起こすかという、これは体の状態によってはどうな方でもアレルギーを引き起こす可能性があるかということ、だれでもアレルギーを引き起こす言わば被害者となる可能性を持っているという非常にややこしいことになります。ですから、従来のように、例えばこの食べ物は何らかの細菌に汚染されている、あるいは毒物が入っている、だから危険だというふうに、言わば食べ物を善人の食べ物と悪人の食べ物という形で二つに分けることができないという、そういう難しさをアレルギーを引き起こす食べ物は持っていると思います。

そういうわけで、アレルギーの、食物アレルギーの問題が提起したことは、私たちにとても大事なことは、一つは物、食べ物をいかに安全なものにするかということと同時に、我々がそれをどのように食べるかという、その言わば我々の側の問題が出てきたことだと思えます。

広く背景を考えますと、少なくとも日本の食糧事情を考えますと、現在輸入食品が非常に増

えまして、自給率はカロリーベースで四〇%を割るところまで来ております。あるいは、国を考えなくても、我々個人の食生活を考えましても、非常に外食に頼る生活になっております。

本来、人間の衣食住は自分たちが賄っていたはずのものです。まず住を専門家に任せ、そして着るもの、衣生活も少しづつ外部に任せるようになって、食だけは自分たちで賄うはずがこれも外食化するというところで、言わば自分たちが便利あるいは安さを得て、そして外部にそれを任せて、そういう意味で言わば人任せをどんどんして、そういう形で、その上で今度は自分の目の届かないところで造られたものについて非常に不安であるということ、これを訴えるようになります。言わば、物について責任を問う、あるいはその物を造った他人の責任を問うというようになってきております。これもまた物中心というところにあるだろうと思います。

というわけで、従来のように安全なものを供給するということだけでは問題は解決しなくなってきたらと思います。必要なのは、人間の側の問題で、生活の仕方の問題、これが例えば生活習慣病などにも関連しまして、先ほどお話ししましたように、安全と、食べ物そのものは安全であっても、その食べ方あるいは食べる量、あるいはそれをどのように使うかというところで生活習慣病の予防など健康増進の問題にも絡んできているということになると思います。

今までお話ししましたように、従来、私の見るところ、食品衛生法はどちらかというと物を中心に、安全なものを供給するというところを中心を組み立てられてきたと思います。それが、どうしても行政が事業者を管理監督する、そのための言わば法律として機能し、事業者が安全なものを供給すれば国民はそれで安心できるであろうという、そういう行政、事業者、国民という言わば矢印で結ばれていたと思えますが、今回の食品衛生法の改正は、先ほどお話ししましたように、どちらかというと、「国民の健康の保護」というよう

な言葉からも分かりますように、人の側に目を向けたと言ったことができています。また、別の言い方をしますと、国あるいは行政が事業者を通してだけ国民の食の安全を考えるのではなくて、行政が国民に直接情報を流し、あるいは国民の情報を得るという、そういう行政と国民の間を直接つなぐという、そういう試みでもあらうと思います。

リスクコミュニケーション、これは、御承知のように、リスク分析の中でリスクの評価あるいは管理とともにコミュニケーションが重要視されております。もちろん、リスク評価については、食品安全委員会が設立されることによってこの機能が満たされると思えますし、また厚生労働省、農林水産省がリスクの管理をしていくと。

そのときに非常に重要になってきますのがリスクコミュニケーション、これは、単に情報を流すというだけでなく、コミュニケーションは双方向で行われるものでもあります。ですから、国民の状況をよく国が把握し、それに対して国が適切な情報を出す、あるいは、それは同時に、先ほど来お話ししておりますように、個々人の食生活をどうするかという食に対する国民の関心に対する教育効果も考えることができると思います。

というわけで、繰り返しますが、今回の法律の改正は、物のマネジメントから物と人をきちんとマネージしていくという方向へ一歩踏み出したものだろうというふうに言うことができると思います。このようなリスク評価の組織が新たにでき、そしてリスクコミュニケーションの役割を十分に行政が担いながら進めていくということ、初めて日常的あるいは危機の状況にあるときのリスク管理を行うことができていくようになると思えますし、行政と事業者、そして国民の三つの要素の間がスムーズに動いていく、そういう契機となるのではないかと考えています。今回の改正の趣旨を非常に私の立場で評価したいというふうに考えております。

以上です。どうもありがとうございました。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。

次に、丸山参考人をお願いいたします。丸山参考人。

○参考人(丸山務君) 丸山でございます。

私は、私のレジュメに示しましたように、このような経歴を持っております。主に食品の微生物学的な安全性ということから、食中毒菌の病原性とか自然界における生態ということについて研究室を中心に活動をしてまいりました。この間、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の委員も務めさせていただいたと。こういう経歴から、今回のこの法律の改正案について若干意見を述べさせていただきますというふうに思います。

今回の食品衛生法の一部改正については、食の安全性に生産から消費までリスクの概念を導入して、消費者保護あるいは事業者責務というものを明確に打ち出したものと評価できて、その視点あるいはその見直しの全体像というものについては賛成するものであります。

幾つかの項目について、一つ一つ条文を挙げなくて申し訳ございませんが、各論的に今後の実施及び将来的な課題について意見を述べさせていただきます。

まず、今回の改正では、「国民の健康の保護」という言葉、これがその第一条にございますように、非常に個人の健康の保護ということに力点が置かれていることは大変結構なことだと思っております。ただ、食品衛生という性格上、やはり公衆衛生という見地という、あるいはそういう視点というものは、やはりこれまでやってきたと同様にそれを重要視、同時にしていく必要は十分にあると思っております。

個人の保護ということで私どもいつも気になることは、健康者ということを対象にするだけでなしに、ハイリスクの人たちの保護というものをどううしろたいんだらうということにいつも突き当たります。例えば乳幼児であるとか、あるいは高齢者とか、あるいはだんだん多くなつてまいりま

す免疫機能の低下した人に対する食にかかわる安全性及びその保護ということについて、これをどういうふうにしていくかというのは今後の課題ではないかというふうに思っております。

ただ、このハイリスクグループに対する保護というものは、あるいはこの辺りのデータというものが世界的にも大変不足をしております。今後、こうした面でのデータの積み重ねに努力が必要かというふうに思います。

それから、今回の改正の中で大変重要なことは、生産から消費までの安全確保における省庁間の連携ということがございます。これは、今までこういうことについても、例えば微生物学的な安全性ということについては若干こういうことが検討もされ、行政に生かされてきているんですが、今後、残留農薬であるとかあるいは動物医薬品というふうな化学物質の安全性ということを、厚生労働省及び農水省で省庁の垣根を越えた連携というものを是非強力に推進していただきたいというところに注目をしております。

それから、食品等事業者の自主管理の推進、これはその自主管理、食品事業者の責務ということを位置付けたことは考えてみれば当然といえば当然でございますが、高くこの点は、私、評価したいというふうに思っております。

ただ、この各生産から消費までの間の個々の責務というものをどのようにしてこれをつなげていくか、いわゆるこれをフードチェーンとして透明性のあるものに持っていくということが極めて重要だろというふうに思っております。

もう一つは、この自主管理ということは大変重要なんでございますが、ここにある自主検査であるとかあるいは記録作成とか廃棄等の措置であるとか、大企業と一律にすることは恐らく不可能ではないかと。食品の産業というのはかなり小さな、あるいは零細な企業もたくさんございますが、こういうところに対してどのようにしていくか、現実的な対応というものを示すべきではない

かというふうに考えております。

この自主検査の方法として、あるいはツールというんでしょか、この点ではHACCPの推進というものが世界的に広く進んでいるんでございますが、これも現在までは御承知のように規格基準のある五つの業態に認証制度としてこれが今適用されているんですが、これを中小企業の中にどういうふうに進透させていくのかということが今後の大きな課題であらうと思う。これもやはり大企業とは、基本的には同じなんですけれども、大企業と中小企業とでもって、同じ方法でもってこれを浸透させられるかということについては今後十分検討する余地があるかと思えます。

このHACCPの普及推進というのは、何と云っても人材の育成だろというふうに思っています。これを進める人がどういう認識でどのように進めていくかということがかぎになる。言わば、これは教育という面がありますので、短期間では恐らく効果がそんなに見えてこないだらう。こういう普及推進に当たっては、例えばHACCP支援法というものが延長になったということもございしますが、更にこういうものを継続的に支援をしていただきたいというふうに思います。

それから、HACCPの推進の中で一つ我が国の特徴的なこととして、外国ではこれがうまくいくけれども日本ではうまくいかないというような声が聞かれますが、それはひとつ我々の食生活で、日本人は大変多様なものを要求する、食べ物の一つ一つの品目についてこのHACCPのプランを立てていくというのは大変なことであるんですが、この辺りは我が国の実情に合わせたHACCPの推進というものがなされるべきだろうというふうに思っております。

それからもう一つ、事業者にかかわることなんです。先ほど丸井先生の方からお話のあったリスクコミュニケーション、これは重要なことでございしますが、この改正案の中では行政と消費者のリスクコミュニケーションということがかなり強調されております。対話集会の具体的な数まで出

されて。これはこれでいいんですが、私は事業者もこのリスクコミュニケーションの中に加わるようなシステムというものが当然あつてしかるべきだと。我々の食生活を考えるときに、どうしても食べ物を買ふと。それは事業者が造つて、あるいは提供しているものを買つてくるわけなので、そこで事業者と消費者というのはいちばん近い関係なので、その辺りで事業者も積極的にこのリスクコミュニケーションに加わる、そういう何かシステムが今後できればいいというふうに思っております。

次に、消費者の役割。これは大変な難しいところではあるんですが、食品衛生というものを完結するためには、その一部でもって、一部というよりか、消費者が大きな役割を担うと思えます。消費者、すなわち、例えば事故からこれを見てみても、家庭で発生する食中毒事故というのが今もって我が国では約二〇〇あるわけなんです。そうしますと、家庭における、すなわち消費者の安全性に対する認識、あるいはどうしたらいいかということについての、何というんでしょか、安全教育とかいうところにもつながるだらうと思うんですが、ともかく消費者の役割分担ということも強調されていいんじゃないかというふうに思います。

監視・検査体制の充実強化ということで、まず輸入食品でございますが、私は、これは一義的には輸入食品については国が責任を持つて当たるべきだというふうに思ふんですが、ただ、非常に大量のまた多様なものが入ってくるということで、これを一律に検査をするということはかなり困難性がある。そうしますと、二国間の協議、これは例えば、既に、一例を挙げれば、日本はアメリカに牛肉を輸出しておりますが、米国と日本との間で協定を結ぶなり、衛生的な協定を結ぶなりして、のこをしてもう大分統けております。こういう二国間の協議ということも十分考えていくことができないと思ひますし、また、輸入する国の輸出国に対しての技術的な支援ということも必要で

はないか。現にこれも国際協力事業団でタイとかマレーシアでこの事業を進めておりますが、こういうことがほかの国に対しても拡大されていくと、結果的にはこういうことが我が国の食の安全性にもつながってくるのではないかとこのように思います。

もう一つ、検査体制ということでは是非お願いしたいのは、やはり検査を担当するあるいは研究をする人の人的な強化をしていく必要があるのではないかと。正確な数字はなくて、申し上げられなくて大変申し訳ないんですが、例えば食品の安全性にかかわる研究者の数というのはアメリカと比べて何十分の一であるという、そういうことで大変その担当の研究者はいろんなことをしなければいけなくなってきたとあります。幸い研究費は、国立の研究機関では研究費は最近随分改善をされましたが、人の点ではなかなかこれが増えないという現実がございます。是非この点は、その機能強化というところに行っていたきたいというふうに思います。

登録検査機関の導入ということが一つの柱になってございますが、これは、現在までやってきた指定検査機関の果たした役割というのは非常に大きいというふうに思っております。この登録検査機関制度にするというの、やはりこれはその検査の精度を確保するという意味から、やはり公益法人と同様の中立性とかあるいは公平性というものも確保して、精度管理を確実にしたものについてのみこれを認めていくという基本は守っていただきたいというふうに思います。

次に、大規模・広域食中毒対策ですが、これも危機管理の観点から国の役割として果たすべきだろうというふうに思っておりますが、ただそのときに、疫学的な手法というものをと我が国では定着をさせていただきたい。原因物質が確定しなければ対策ができないということになしに、やはり疫学的手法でもって早くにこの大規模・広域食中毒というものの対策ができるはずなので、こういうところにもっと力を入れるべきではないか

というふうに思っております。

最後に、リスク評価ということについて。これはデータがまだまだ大変少のうございます。ただ、そこにメモとして書きまして、「FAO/WHO微生物学的リスクアセスメント専門家会議におけるわが国の評価」と書いたのは、実はこれはFAO、WHOで我が国のデータというものが大変に高く評価されております。

一番最後のと畜検査ということの一つがございしますが、このと畜、この法に関連してと畜検査法、食鳥検査法も見直されるということでございしますが、だんだんと動物からくる病気ということに対してこれが注目されてきておりますので、この辺りも十分考慮に入れた対策が必要だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。次に、神山参考人をお願いいたします。神山参考人。

○参考人(神山美智子君) 本日は厚生労働委員会にお招きいただきまして、ありがとうございます。私の意見はペーパーに出してありますので、この中で、時間の許す限り、かいつまんで意見を述べさせていただきますと思います。

まず、今回の改正の目的規定の中に、食品の安全性確保と国民の健康の保護という文言が入ったということは大変高く評価しております。

これは、九五年の食品衛生法の改正のときに消費者グループが、目的規定の中に食品の安全確保と国民の健康保護という文言を入れるべきであるという運動をいたしましたけれども、これが入りませんでした。後ればせながら今回の改正に入つたということは、そうした消費者グループの求めがようやく実現したというものであると思っております。

ただし、国等の責務につきまして、私はこれでは弱いのではないかとこの考えを持っております。

ペーパーにも書きましたが、昨年の十二月に厚生労働省医薬局食品保健部主催で開かれた食品衛生法等の改正骨子案に関する意見交換会というものがあつて、そのときに配られました資料の中では、国、地方公共団体等の責務というところに括弧してリスクコミュニケーションを含むというふうにして書いてありました。つまり、国等の責務としてリスクコミュニケーションを位置付けるといふ説明であつたわけですが、二条の国等の責務の中にはこういうことが欠落しております。

ただし、六十四条に国民等の意見の聴取という条文がございしますので、これが国等の責務としてリスクコミュニケーションを行うものであつて、その文化であるというふうな考えますと、今度六十四条の方がこれでは弱いと考えております。

これは、国や地方公共団体が基準を定め、あるいは計画を定める場合などに限って広く国民の意見を求めるということになっておりますから、アクションは国や地方公共団体から起こすということになります。これはここに参考として書きましたように、申出制度とか措置請求権といったようなものとして構成していただきたいと思っております。

私は東京弁護士会というところに所属しておりますが、東京弁護士会では既に一九八一年に食品安全基本法の提言というものを提出しております。このときに、この食品安全基本法の提言の骨子は消費者の権利の確立というものでございました。

消費者には安全の権利がある、安全な食品を選択する権利がある、食品安全行政に参加する権利がある。この三つの権利を柱とした食品安全基本法を作るべきだという意見を出しまして、このたびの食品安全基本法の法制定につきましても、昨年の十二月に食品安全のための消費者の権利の確立を求める意見書というものを提出しております。その中でも、こうした措置請求権とか申出権というものを食品安全基本法の中に盛り込んでほしいという意見を出しているわけですが、それは

食品安全基本法の中に盛り込まれないままになりました。

私は、一九九〇年にアメリカに食品の調査に参りましたけれども、そのときに、実はカリフォルニア州のレモン処理工場が違反添加物が使用されているのを発見したことがありました。

これは、現在は添加物に指定されておりますカビ防止剤のイマザリルというものですけれども、その当時はOPPとTBZというものが指定されておりました。イマザリルは使つてはいけないというところになっておりましたが、カリフォルニア州のそのレモン処理工場では使つておりました。

そして、工場の中にあるアメリカ向けの箱にはイマザリルという印刷がありましたけれども、同じ工場の中にあつた日本向け特選の箱にはそのイマザリルという表示が抜け落ちておりました。でも、その工場には処理ラインが一つしかありませんので、アメリカ向けは使わなくても日本向けは使つていないというはずがないと思ひまして、帰国してからレモンを買つて分析してもらいましたところ、十二品目のレモンのうち十品目からイマザリルが出てきました。

これは明らかに違反添加物ですので、違反添加物を使用した食品の輸入は禁止すべきであるということを中心とした厚生省に申出をいたしました。一年数か月そのまま放置されて、イマザリルは違反添加物であるから、それを使用した輸入野菜、果物等は輸入を禁止するという通達が出されましたのは翌年の九月二十八日のことでした。

九月二十八日までという調査などがなされていたかは存じませんが、少なくとも、そうして私のような、食品の安全に関しては、法律家ではありませんけれども安全問題については素人である私でも違反添加物を発見することができ、その申出を受けて、例えば現行法の消費生活用製品安全法の九十三条にありますように、「申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基

私は、東京弁護士会の活動と同時に、そのほかにもいろいろな個人的にも食品の安全問題にかかわってまいりましたけれども、食品安全基本法ができたのを受けて、四月十九日に食の安全・監視市民委員会というものを立ち上げて、その代表になりました。その市民委員会では、内部告発なども受け付けられるようにしようという構想を保持しておりますが、仮に市民委員会に内部告発があつたとしても、それを申し出るという制度がなくては生かすことができません。

先ほど来、リスクコミュニケーションについてお話がありますように、これは双方でなければなりません。コミュニケーションとは言えないわけですから、国や地方公共団体が何かの施策を定めようとするときにだけ意見を聴かれるのではなくて、常に国民の側からも意見の申出ができるという、そういう制度が条文としては是非とも必要であるというふうに思っております。

もう一つ、これは例えば、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるＪＡＳ法でございますが、ＪＡＳ法の中には公聴会の開催を要求することができるといふ条文もあります。

ですから、公聴会の開催であれ、あるいは申出であれ、何でも結構でございますけれども、こうした食品の安全の問題、国民の健康にかかわる問題、あるいは表示の問題などにつきまして、国民の側から常に意見の申出ができて、申出を受けた場合には主務大臣が調査をして適切な措置を取らなければならないという、こういう条文が絶対に必要ではなからうかというふうに思っております。

これは、一般に飲食に供されることがなかったもの、つまり私たちが長年の食生活の歴史の中で食べてきたという経験がないもの、そしてしかも人の健康を損なうおそれがないという確証がないもの、そういう今まで食べてきてなくて、安全であるかどうか分らない、むしろ安全だという確証がない、そういうものが新たに食品として販売されようとしている、あるいは販売されたというようにときに、「食品衛生上の危害の発生を防止

するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それらの物を食品として販売することを禁止することができる。」となっておりませんが、そうではなくて、むしろまずそういったものは最初に禁止をして、人の健康を損なうおそれがないことを事業者等が証明する。

これまで私たちが食べてこなかったもので安全の確証がないものというのは、私は、事業者の方が安全性、安全ですと、人の健康は損ないませんよということを証明する義務があるのではないかと。そういう証明ができるまでは、原則的に販売を禁止することができるといふ制度に是非四条の二を改めていただきたいというふうに思っております。

そうでない、食べたこともなくて、安全であるかどうか分からないものが売りに出されて、しかもだれかが病気になる、そうだといふときになつて薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それを禁止することができるというのは、これは国民は病気になる、というのではない、かといふふうに思われますので、是非この点も御再考いただきたいといふふうに思います。

次に、石黒参考人をお願いいたします。石黒参考人。

○参考人(石黒昌孝君) 憲法十三條、二十五條の規定からして、國民は安全な食生活を営む權利がありますし、國はそれを保障する義務があるというふうに考えます。そういう点でどうかといえますと、今の状況というのは、そういう点では、國民の權利という点ではまだ弱いんではないかというふうに思います。

ここで、やはり食品の安全を守るには、生産者、消費者の権利というものが守られて、そういう共同と信頼がつかねられるようにしていくということが最も大切なことではないかというふうに考えます。意見を出すことができるか、そういうふうになっていますが、どんな場合でも、どんなものでも、これは食の安全に問題があるよといった場合、国民が意見をきちっと出せるようにしていく、こういうのが重要ではないかというふうに思います。

〔委員長退席、理事中島真人君着席〕

それから、国の責任を明確にすることが安全な食を供給する上で重要だというふうに思います。何か事業者だけに安全確保の責任を押し付けて、食品の安全の確保のために必要な措置を国が講じなければ、これは国の責任を果たせないのではないかと、そういうふうに考えるわけでございます。そのためには、一つは、国民の九割以上が望ん

それから、私どもの食品分析センターで冷凍ホウレンソウについて二十二件ほど分析しまして、そのうちから六件も違反が見付かつております。

加工品からこれは検査をしないんだと、やっても基準がないので仕方がないと、こういう態度を最初取っておりましたけれども、厚生労働省が検査を開始したと、生鮮の基準を基準にしまして検査を開始したということは非常に重要な役割を果たしたというふうに思っています。その後も随分違反が広がって、本当に輸入がなくなる状態にまでなりました。また、シュンギクだとか枝豆など、冷凍野菜の違反も次々に見付かってきたということは重要なことだと思えます。

また今回、昨日ですが、中国から来る冷凍野菜から再びクロルピリホスが見付かると、こういうような事件も起きておりますが、違反がこういう状態でも起きてくるということについては、やはり国が厳重な措置をきちっと取るということがどうしても国民の健康を守る上で重要ではないかというふうな思っています。

加工品は、基準がないからという理由で、今でもボウレンソウの油いためでとか、そういうものは検査の対象から外されているわけですけども、私はやはりこういう加工品も含めましてきちっと検査されるような体制というものを作る必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、私どもの分析のところでは、ベビーフードから違反の農薬というのが見付かっております。赤ちゃんですから、こういう赤ちゃんに与えられるものについては、少なくとも無農薬のもの

のが提供されるべきだし、私どもは是非安全な国産のものが提供されるようにしたいということをお話したところ、和光堂の方ではそういう農業のないものを作るようになってきております。できればこういうベビーフードについても基準を定めまして、そして安全な基準というものを造って、そういうものが提供されるようにしていってほしいなというふうに思っているところでございます。

日本の場合には自給率が非常に低くて、輸入品が非常に多いものですから、やはり輸入品の検査をきちっとして、安全を確保するというところが大変重要だろうというふうに思うわけです。

そういう中で、厚生労働省の検査所のチェック体制でございますが、今の検査率からいいますと、六・八％ということになっておりまして、特に牛肉などは一・一％の検査率でありまして、非常に少ない状態です。これは、基本的には厚生省の食品監視員の数が二百八十三人、今年十五人も増えたわけでございますけれども、もう少し少ないのが問題ではないかというふうに思います。検査人員を大幅に増やして、やはり今検査センターで非常に、月六十時間も超動をしなきゃいかぬと、こういうような状態になっていきますので、こういうような点をなくすために大幅に人を増やして監視体制を強化していくことが重要ではないかなというふうに思います。

それから、やっぱりそのためには、主要な検査所にもう少し体制、施設とか人員を整備して、国がきちっとチェックできるようにしていくということが大変重要ではないかなというふうに思っております。

それから、そういう中で、例えば継続輸入制度ですとか計画輸入制度ですとか、そういうのは、一回検査すれば後は検査しないと、こういうような仕組みになっておりますけれども、私どもはやはりこういう点ではきちっとした検査体制というものを築いていくことが国民の健康を守る上で重要ではないかというふうに思います。

今回の改正で、登録民間検査機関というのを設置すると、こういうふうになっておりますけれども、これについてはやはり水際で責任を持つ国がまずきちっと検査体制を作ることからいいますと、民間の検査機関に預けるといって点では若干問題があるのではないかと。特に、民間会社も参入することになりますと、スポンサーの意向を酌むおそれがないかどうか、そういう公平性が確保できるかどうか、その点をきちっと担保すべきではないかなというふうに思います。

また、農業等のポジティブリスト制が三年後に実施されるということになっておりますが、このポジティブリストの実施は結構なんですけど、その面で具体的に基準を当然設けると思うんですが、それを厳しく基準を設けて安全を守るようにしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、最近の問題としてしましては、特にO157の病原菌で多数、宇都宮で八人の人が亡くなるとか小学生が亡くなるとかいろいろな事件が起きておりますが、これは決してカイレが原因ではなくて、やはり牛肉、輸入牛肉に原因があるというふうに見られますので、そういう検査体制というのを強化していく必要がありますし、そういう牛肉についてはホルモンや抗生物質などもございまして、徹底的な検査が必要ではないかというふうに思うわけであります。VREとかサルモネラ菌とか耐性菌が増えておりますし、カビ毒の問題もありますので、是非そういう体制を強化していくということが重要ではないかなというふうに思っております。

それから、今、生鮮品につきましては産地表示というのが全部行われておりますが、原産国の表示が非常にはつきりしないものも、小さい字で書いてあるものもありますし、加工品も含めてすべての原材料について原産国を表示すべきではないかというふうに思います。そして、消費者が輸入品かどうか判断できるようにしていくということも重要ではないかなというふうに思っております。

それから、遺伝子組換えしていないものというのが、遺伝子組換えしたものとというのが大体七十万トン以上今輸入されているわけでありまして、これにつきましまして、遺伝子組換えしていないものも含めまして、あるいは油とかしょうゆとかこういうものも含めまして、遺伝子組換えしたものであるの表示をはっきりさせていくということが重要ではないかというふうに思います。

牛肉のトレーサビリティにつきましても、輸入牛肉はたくさん多いわけですから、是非トレーサビリティについても牛、輸入肉についてもきちっとチェックできるような体制をしてほしいというのを思います。

それから、製造年月日等についても表示して、安全を、鮮度を確保できるようにしていくようにしたい。

それから、添加物についても非常に批判が多いので、添加物についてもチェックを大いに進めていく必要があるのではないかと。厚労省としては、この前、塩のフェロシアン化塩について認めましたが、更に三十種類以上のものを、外国で許可しているものを認めようとしておりますが、これについては、やはり七二年の国会決議もありますし、是非削減する方向で検討していただきたいというふうに思うわけでございます。

雪印乳業や協和香料化学の事件でもありましたように、やはり国内での食品監視員も非常に不足しているのと、こういう実態でありますので、そういう点でも専任の国内の食品監視員というものを大いに増やしていくことが重要ではないかなというふうに思います。

食物は命の源でございますし、やはり日本みたいに自給率が低い国では、こういう国は世界的にもないわけでありまして、輸入の優先で、そしてそういう中でお米を作るなどというやうなやり方をしているのは絶対駄目だと思います。子供たちにアレルギーが増加したり目が悪くなったりいろいろな事態が現れていますし、それを防ぐためにも自給

率を高め、安全な国産のものを増やして、日本の食文化を守って輸入品のチェック体制を強化していくということが重要ではないかということを申し上げます。

食品衛生法、健康増進法についても、以上の観点から、もう少し深く立ち入った審議をして、是非国民の健康を守る上で大きな役割を果たしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

以上で私の話を終わらせていただきます。どうも失礼しました。

○理事(中島眞人君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○南野知恵子君 ありがとうございます。南野でございます。

先ほど、本会議におきまして農林水産大臣及び厚生労働大臣の方から所信の御説明がございました。それに引き続きまして、今、たいたい四名の参考人の方々からのお話をお聞きすることができました。大変参考にさせていただきましたかなというふうに思っております。

食物というのは、我々、毎日毎日健康のために摂取するものであり、食文化ということも大きく関連させながら我々日常生活をしているところでございます。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

いつか新聞を見ました。これ、最近の新聞だったんですが、エイズは猿を食べたところから発生しているのじゃないかと。今展開しているような大変危険なSARS、これにつきましては野生動物、蛇などを食べたのではないかと。そういうところも原因になっているのではないかと。ということが新聞に散見することができましたが、そういうようなことにつきましましては、食文化又は食べる習慣ということの中からは、予測できないけれどもいけないのではないだろうか、予測できないことの発生というのは、食の慎みなども考えな

がら、我々は日々健康に暮らしていかなければならないということを考えるわけでございます。

そういうような意味で、まず丸井先生にお尋ねしたいわけですが、食物アレルギーの問題点もございませう。

先生は、表示、食品の表示というところに大変御関心をお持ちでございますので、生産者又は食べる物、食物を我々がどのように、一般国民が安全に消費できるかという、安全な供給と安全な摂取ということについての表示の大切さということをもう一度御説明いただきたいと思うことと、それから、先生はドクターでいらっしゃると思いますが、国民に対する健康増進法という法律がこのたびここでも課題になっております。

健康増進法ということにつきましては、この前ヒトゲノムの解説が一〇〇%できたというように、九九%ですが、そういう観点からしますと、同じ成人病でありまして、糖尿病でありまして、人によって治療法又は保健指導の方法が変わってくるであろうということを私は夢見ている一人であるわけでございますけれども、そういう観点からは、今までのレディメイドの保健指導、治療ということから、又は発展させていきながら、何年後になるか分かりませんが発展させていきながら、オーダーメイドの治療、オーダーメイドの保健指導という方向にこれが行くならば、もっと食物というものと人の健康というものについての目的の向け方も違ってくるのではないだろうか。成人病予防、食べ物からの問題点ということと関連して考えているわけですが、丸井先生の方からその点について何か一言コメントをいただければどうでしょうか。

○参考人(丸井英二君) どうもありがとうございます。

二つの御質問があったと思います。一つは表示の機能についてですが、食品表示は、これは食品の加工ということと結び付いてどうしても必要になってきたもので、実際に例えば農家から直接買うような場合にはこれは表示なしでもよろ

ん買えるわけですし、店で、お弁当屋さんでも店頭で、この弁当には何が入っている、どのように調理したかということを知ることができれば、つまり対面で買うことができれば、これは表示がなくてもよいということになります。すなわち、表示は、実際どのように造られているかというのが見えない、分からない状態で、その食品がどのように造られたか、何が入っているかということを知るという道具という点になります。

そういうわけで、消費者は見ただけで分からない情報をそこから得るという必要がありまして、また事業者、生産する側は、どうしてもそこを何を自分が入れたのかということを表示するということと、言わばこれが加工食品に関して、造った人間と食べる人間の間を結ぶメッセージの線であるというふうな考えられますし、そういう意味で現在も、食品の表示をどのようにするのが適切かということとアレルギーだけでなく一般的に議論している会議の座長をさせていただいておりまして、けれども、まだいろいろ問題点もありますので、消費者にとって本当に必要な情報を過不足なく入れるような、そういう小さいスペースではありますけれども、食品の表示というふうにするようにしていきたいというふうな思っております。

第二点目ですけれども、オーダーメイドの医療ということでございますけれども、これもこれから、言わば、我が国の医療が少し余裕ができてまいりましたので、だれにでも同じというのでなくて必要な方に必要な医療ということが、これは方向として当然目指しているところであろうと思っております。

先ほど、丸山参考人の方からもハイリスクグループについてどうするかというお話がありましたけれども、やはり全体に対する政策、いわゆる公衆衛生政策のほかに個別に対応するということがどうしても必要になってきますし、そのための言わば科学的なツールが少しずつ開発されてきているところで、これは今回の食品衛生

法とは直接は関係ないと思っておりますけれども、医療の方向として、それはこれからもそちらの方向に、つまり全体として守る。これは、例えば感染症のような場合には社会全体として守る必要がありまして、それに對して、個々人がリスクの高いようなものについてはきめの細かい医療ができるという、その二つの右と左を、右手と左手をきちんと持つて進めていく必要があるだろうというふうに思っています。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

次には丸山先生にお伺いしたいというふうに思っておりますが、今日の新聞に、お父さん、お昼は弁当派というのが出てまいりました。新聞記事でございますが、中高年の男性の昼食は外食が減りお弁当を持参する傾向が増えているということとございませう。それと併せて、外食産業というところでもちよつとお尋ね申し上げたいんですが、この文章はこのような形でございませうけれども、学校給食又は幼稚園の給食にも外食産業を取り入れてはどうかというアイデアがあるやに聞いております。

私の考えといたしましては、やはり食文化というところから食育という問題も併せながら、保育所などでは、特に零歳児を預かっているところではミルクだとか離乳食だとか、そういう問題点を考えているわけでございませうけれども、先生も今お話になられました乳幼児又は高齢者の食、弱者の食というものについてはハイリスクの問題につきましても御意見いただいたわけでありませうけれども、その外食産業といわゆる今申しました問題点について、食文化という意味から何か御意見いただければどうでしょうか。

○参考人(丸山務君) 食文化と外食化ということでございますが、私もそんな詳しくは、食文化について詳しくはないんですが、こういうことがございませう。サルモネラの中毒が卵を介してということとをかなり問題になった、数年前ございませう。そのときに、厚生労働省を中心にこのサルモネラの卵に対する汚染というものをどういうふう

にでいくかということの中で、幾つかの基準を作ったんですが、その中で日本人は生卵を食べる食文化があると。全部、ただ安全ということとを言わなければならないが、食文化というものを守るという必要から生食のものを認めていく、それにはどうしたらいいかという知恵をその委員会でも働かせたという経験がございませう。

ですから、単に安全ということは大変ですけれども、先生がおっしゃるような食文化というものは必ず守っていくという視点は非常に重要だろうと思う。ただし、やはり大勢のところでは影響が出てくるような、今御指摘のような学校給食であるとか、あと病院であるとかというところは、そのどちらを大事にするかといったら、やはり安全性ということとを大事にして対策を進めていくのが食品衛生であろうというふうに私は思っております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

○山本孝史君 民主党・新緑風会の山本孝史でございます。

四人の参考人の皆様には、お忙しい中お越しをいただきまして、ありがとうございます。また、本会議が遅れまして、三十分もお待たせをいたしまして誠に申し訳ございません。ありがとうございます。

まず、丸山参考人と神山参考人のお二人に同じ御質問をさせていただきたいのですが、お二人とも厚生労働省の薬事・食品衛生審議会のメンバーでいらつしやいます。私、今回の法律で非常に気にしておりますのは、これまで食品の安全の部分で厚生労働省が評価をしてきました部分、それが食品安全委員会の方に評価機能が移ってしまう、そうしますと、厚生労働省としてリスク管理に特化してくるわけですが、それが本当にいいことなのかどうかというのが非常に、全体のリスク評価・管理という体制の中で実は非常に心配をしております。

そういう思いをお二人の参考人の方はどのような受け止めてくださるか、あるいはどういうふう

に評価しておられるのか、お聞かせをいただきたい

のであれば、それは本末転倒だというのが私の思

○参考人(神山美智子君) 例えばこれ、二項と三

染ということで、魚の中にダイオキシンで随分汚

○参考人(丸山務君) 御承知のように、リスク評

それから、もう一つの神山参考人への御質問

○参考人(神山美智子君) 三項の「食品によるもの」と疑わ

○参考人(神山美智子君) PCBは、一応PCB

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

○参考人(神山美智子君) 私は薬事・食品衛生審

○参考人(神山美智子君) この条文が作られまし

○参考人(神山美智子君) 四条の二というの

○参考人(神山美智子君) ありがとうございます。

りまして、お母さん方が、食物アレルギーを持っているお子さんがスーパーに行ってショックを起こさない食品を探すのに非常に苦労するんだと、こうおっしゃいましたので、表示の問題も今回議論しておりますけれども、きつちりとしたものにしていきたいというふうに思っております。今日は本当にいい意見を聞かしていただきまして、ありがとうございます。失礼します。

○沢たまき君 公明党の沢でございます。

四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

私は実は、ちょっと丸井先生に伺いたいんですが、私は実はこのHACCP、もう少し、丸井先生に伺いたいんですが、HACCPの信頼をもっと回復すべきではないかという質問をこの前の委員会ですでにいただいたんですが、今、先生、お話しいただきまして、HACCPの普及の推進というところでございました。これをちゃんと、更新制が導入されましたし、十四ぐらい取消しになったりしております。先生が、やっぱり中小企業、大企業にだけでなく普及するべきだとかって、私と同じようなこと、私が質問したのと同じことを言ってくださったのでうれしかったです。

そこで、人材の育成、もつとちゃんとするべきだと支援を御要望いただきましたけれども、どの程度の人数で、どのような人材育成のための支援をお考えでしょうか、まず伺わせていただきます。

○参考人(丸山務君) これまでに厚生労働省を中心に、このHACCPの専門家、指導できる専門家を養成をされておまして、全国で恐らく、数字は今私ちょっと正確に覚えておりませんが、六百人ぐらいの人がこういう講習を受けて、この指導ができる状態になっているというふうに思います。

これは、先ほど申し上げましたように、やはりその五つの業態を中心とした団体の方、あるいは食品衛生監視員という方々を中心によっておりますので、全国の中小企業に対してとて

も、それを指導していくという方、数でもないと思います。

現在、実は農林水産省の方の補助事業として中小企業を対象にした人材育成というのができまして、今年度からそれをスタートさせるということになっております。

これも、中小企業といっても、どこを対象に、その施設が、飲食店だけでも相当の数がございますので、どこまでできるのかという不安はあると思うんですが、先ほど申し上げましたように、教育ですから、一回でこういうものをするのでなしに、こういうようなプログラムを、私は省庁を超えて教育としてずっと続けていくということが大事だと思えます。

先生の今の御質問のように、どのように、どういふふうにしてというように今を今すぐ申し上げられませんが、以上のお答えしか私はできないんですが。

○沢たまき君 ありがとうございます。

食品衛生の監視の体制と、それから今のところ、しっかり取り組んでいきたいと思っております。丸山先生にお伺いいたします。今日はありがとうございます。

昨年四月のBSEの問題の検討委員会の報告で食品安全行政にリスク分析手法を導入すべきだと提言をしましたけれども、その中で、リスク評価を行う専門家、科学者の絶対数がやっぱりこれ不足している、今後は欧米の研究機関等への派遣研修、行政との研究の連携強化等によってこうした人材を早急に育成確保し、ノウハウ、技術、経験の蓄積を図るべきであると指摘をしております。

組織とか機構を幾ら整備しても、やっぱり人、肝心の人の問題がやっぱり解決しなければ絵にかいたもちになってしまうと思います。こうした専門家の育成についても、現状と課題と、先生はどのようにお考えか、御意見をお聞かせいただけますかと思えます。丸山先生、丸井先生、簡潔で結構です、お二人に伺わせていただきます。

○参考人(丸井英二君) リスク評価 これはどう

しても研究をしている人間が必要だということになりますけれども、これは正直なところ、今朝も新聞にもありましたけれども、研究費の分配の仕方というのが、どうしても新しい問題、今話題になっている問題に研究費を注入するという形になっていて、例えば今で言いますと感染症の専門家というのには日本に本当に少ないです。これは、従来、日本に感染症が余りないという認識の下に、基本的な感染症の研究を育てなかつた、あるいはそういう研究者に研究費を十分配分しなかつたということのツケが言わば回ってきていると思えます。

食品衛生に関しても、非常に基礎的な地味な部分について、このところ、恐らく過去二十年、三十年ぐらい、我が国は食品衛生、衛生状態良くなつたという認識の下に、十分研究費を回すようなことなく、若い研究者が育つてきていなくなつた、それが今ツケが回っているというふうに思いますが、これはすぐには育たないものですけれども、今からでも遅くはないと思えます。

それで、研究、恐らく研究者というのはアリのやうなものですので、研究費があればそこに研究者は集まってくるので、研究費が配分するということで研究者は恐らく自然に育ってくるというふうに私には樂觀的に思えます。

○参考人(丸山務君) 現在、我が国でこのリスクの評価あるいはこのリスク分析ということを専門にやる方というのは、御指摘のように大変少のうございます。国立の研究機関では食品医薬品衛生研究所に食品衛生管理部というのが数年前にできました。これは大変そういう意味で先生御指摘のこのことをやる部署でございます。ただ、それは部長を入れて二、三名、本当にこれをやるのは二、三名ということで、この人たちをつかまえるのも大変なぐらい今いろいろなところに、講演だとか委員会だとかというところに出てくる状態で、落ち着いて多分この研究なり後進を育てていくというようなところまで行かないのではないかと

と。物すごいこの人たちにとってはハードな状況が今あるのが現実でございます。

今、丸井先生おっしゃったように、すぐには育たないけれども、早急にでもこういう部署の強化ということが必要で、それからリスク管理というのは、我々でいけば学会なり研究会なりにも、日本リスク研究会というのがたしかあつたと思えます。そういうようなところを通してでも人材の育成というものを早急にしていかなければいけないのではないかなと。現状は大変厳しいというのがございます。

以上でございます。

○沢たまき君 もう時間がないので、済みません、外国の人、外国から連れてきてもいいわけですよ、雇えばいい。はい、そうですね。

あと一分しかないんですが、じゃ簡単に、済みません、神山参考人に伺うんですが、いろんなふうに、食品の改正によるといふんですけれども、食品の企業の在り方についてちょっと御所見を伺えればと思えます。あと一分しかないので、済みません。

○参考人(神山美智子君) やはり、今、国民生活審議会の消費者政策部会で企業のコンプライアンスというようないことが話題になっておりますけれども、もう少し企業がきちんと法律を守って消費者の信頼を得なければ自分の企業の生命にもかかわるんだという認識を持っていただきたい。そうではないところもあるように聞いておりますし、かなりいろんなところで変わってきているとは思いますが、もう少し厳しく認識してほしいと思っております。

○沢たまき君 ありがとうございます。

○井上美代君 日本共産党の井上美代です。

私は十分の時間を持っておりますけれども、質問をまず四人の方に申し上げて、そして十分が終わるまで、短い時間になってしましますが、御答弁をお願いしたいというふうに思っております。私は、まず丸井先生と丸山先生とお二人にお聞

きしたいんですけど、ハイリスクのグループの問題なども出ましたけれども、やはり私、個別の問題として個別的対応が重要だということを丸井先生もおっしゃったんですけども、食品媒介のリスティア症の問題についてお聞きしたいんです。

丸山先生は、国立公衆衛生院の衛生獣医学部長をやっておられたときに食品媒介リステリア症の予防対策という論文をお書きになつておりまして、この論文の中で、我が国ではまだ食品媒介性リステリア症が確認されていないため欧米のような緊急性を実感できないが、食品汚染実態からいえば同様の事例がいつ発生しても不思議ではないと、今からその予防対策を考慮しておく必要があると、こういうふう述べておられるんですね。

今日でも、厚生労働省は、日本ではまだ食物由来の発症例はないとして本気で対策を取っていない、こういう現状があります。この中で、やはりリステリア症の危険性の具体的な内容と、そしてリステリア症に対する対策をどのように取つたら良いのかということをどのようにお考えおられるのか。丸井参考人は医学部の先生でもありますので、是非お二人にこのことをまずお聞きしたいというふうに思います。特に幼児や妊婦に影響があるというふうに聞いておりますから、そこを心配しております。

また、神山先生には、もう二十一年前から食品の安全基本法を作る提言を東京弁護士会でやられたときの中心的な先生であるということを知っていておりまして、神山さんから見て今回の改正案をどのように受け止めておられるかということを、そしてまた今後どうするかということを、短い時間ですけれども、一言お願いします。

また、石黒参考人には、私は、東京や横浜の税関のところで輸入食品の検査や分析をずっと四十年もやってきて、そして今日、農民連の食品分析センターでお仕事をして次々と分析しながらやっておられるんですけれども、私は石黒参考人にも食品衛生法改正についてどのような思いを持って

おられるのかということを知りたいと思います。
短い時間で申し訳ありません。
○参考人(丸山務君) 私の論文を詳しく読んでいただき、ありがとうございます。

確かに、日本ではリステリア、食品媒介のリステリア症が確認されたものはございません。これはなぜかということですが、一つは、臨床のお医者さんが、何か事故が起きたときに、食べ物何かついてどこまでさかのぼって聞いていくということがそんなに徹底していないのではなか。ですから是非、臨床のお医者さんにこういう点までこれからお願いすればそういう実態が少しは明らかになる。

ただ、先生御指摘のように、食品の汚染というのは大変、日本は大変高いというか、外国と同じでございしますので、なぜそれが起きないのかと、大規模のものとか外国で起きているのにないのかということについては、これはもしかすると日本人がこういう菌に対しての抵抗性が強いのか、その辺りは大変私も不思議に思っております。今後注目をしていく感染症の一つだということふうに思っております。

○参考人(丸井英二君) 私はそちらの方の専門家ではありませんので一般的な話としてお話しさせていたいただきますけれども、やはり先ほど来丸山参考人からお話ありましたように、一つは、実際流

行が起らないということは、体の側の問題もあるかもしれない。それはありますが、それにしても、一般的に病氣に対する認識が、認識というののは医療する側ですね、あるいは實際の国民の側の認識が高まると、ひよつとしてこの病氣ではないかということをやうになります。そういうふううに医療の側も恐らく疑わぬままに見過ごされているケースが非常にあるというふうにも思われますので、これはやはり広い意味での教育、啓蒙というのが医療側に対しても、それから一般の国民に対しても必要なことで、それから次の対策が始まるだろうというふうに思います。

○参考人(神山美智子君)　ここ二十年くらい、消

費者グループを始めとしたしまして、食品衛生法の改正の要求というのはずっと続いてきておりました。私ども東京弁護士会の食品安全基本法の提言も、食品衛生法の抜本的改正として提案させていただきました。

その都度、厚生省側の御回答は、現在の食品衛生法も、厚生大臣は言わばオールマイティーなので、やろうと思えば何でもできるから法改正は必要ないという、こういうお話だったわけです。現行の法制度でも、おっしゃるとおり、厚生大臣は何々することができるといふ条文が並んでおりますので、やろうと思えば何でもできるわけです。私たちが求めてきたのは、やろうと思えばできるけ

れどもやらない人によつてもらうにはどうしたらいいのか、やらない人によつてもらうためにはやはり国等の責務という条文が必要だろうということ、国民の、食品の消費者たる国民の権利が必要だということを言い続けてまいりまして、一応、食品の安全確保と国民の健康保護それから国等の責務というものは入りまして、あと入らないのは消費者たる国民の権利だけでございますので、このやつてくれない人を動かすための国民の権利が入らないと私は画竜点睛を欠くものであると思つております。

○参考人(石黒昌孝君) 食品衛生法がこういうふうに変更されて、案ができてきたということは、やっぱり生協で一千万人署名などをやったり、やっぱり国民の安全を求める署名運動とか、そういうのが生きてきたんじゃないかというふうに思います。

確かに、神山さんがおっしゃったように、意見申出という内容については、あらゆることについて安全に関しては意見が申し出られるようにして、そして国民の健康を守ることが重要ではないかというふうに思うわけです。

この間、長い間やはり見ていまして、検査所の体制は、少しずつは人員は増えてきていまして、検査センターなどもできて充実したかに見えるんですが、実際はまだまだ人が足りない。そし

て、特にモニタリング検査に今頼っていますけれども、この検査のやり方ですと、何せサンプルを取って、その間にみんな市場に流れちゃうわけですから、皆さんの胃の中に入ってから、あれは違反だったよと、回収しなさいと言っても回収もできないと、こういうような状態になっているわけでありまして、私はこういう状態では本当に国民の健康と安全は守れないんじゃないかと。

したがって、やっぱり港で必要なものは全部止めてきちっと検査できるような体制をするとか、それから、そういう設備、そういう人なども、アメリカでは大体千人ぐらいいるんじゃないですか、あれ、最低、そういうことをやっている人が。ですから、そういう人を増やして、そしてチェックをきちっとして、そして国民の健康を守ると。何せ国がきちっとやるということになると、消費者やなんかも全部、一応、それじゃというんでチェックをすると、こういうことになっていると思うんですね。

だから、国がきちつとやらない限りはなかなか
 そういう国民の健康は守れないんじゃないかとい
 うことを痛感していますので、そういう点でこれ
 からも、委員会としても御努力を願えればと、そ
 ういうふうに思います。

○井上美代君 どうもありがとうございます。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森ゆうこでございます。どうぞよろしくお願いたします。

各参考人の先生方のお話をお聞きしまして、大変参考になりました。

特に、神山参考人のお話は、私も地元へ帰れば一家の健康を預かる主婦の立場として大変共感できるんですけども、ただ、難しいなと思いましたのは、理想的には、例えば先ほど御提言ありました新開発食品の販売禁止等、できればいいなとは思うんですけども、一方で、丸井参考人がおっしゃいましたように、一〇〇%安全なものはないと。一〇〇%安全な、なるべく、できるだけ安全なものを求める努力はしなければいけないけ

れども、一〇〇%安全だというものを求めることはできないというふうに私も根本的に考えておりますので、そういう意味でなかなか難しいなと思う点がございました。

まず、神山参考人に伺いたいんですが、最後におっしゃいました、どなたかの質問に答えられたでしょうか、企業のコンプライアンスというところを、させるという重要性をおっしゃいましたけれども、私は、コンプライアンスということをもっと徹底させるためにはこの法律自体を実行可能な現実的なものにするということが大変重要であらうと考えておりますが、もしその点につきまして、まず、何か御意見がございましたらお願いいたします。

○参考人(神山美智子君) 食品衛生法という法律はかなり基本的なルールしか定めていない法律ですので、この法律に基づいて実行が可能でないようなことの義務が課されているということはないのではないかと思います。

むしろ、食品衛生法は、施行規則ですとかあるいは告示ですとか、様々な細かい細則に従ってそれぞれの企業がやらなければならないことというのが決まってくると思いますので、そういうところで実行可能というところに線を引くと、それで安全が守れるのかという問題もありますので、やはり兼ね合いの問題が難しいのではないかと。

特に我が国の場合には食品産業に中小零細企業が多いということを考えますと、余り厳しくすると、では中小零細つぶれてもいいのかという話になりますので、その辺は非常に難しいとは思いますが、それこそ私は、先ほど丸山参考人がおっしゃられたような、リスクコミュニケーションには企業も参加するべきなのだとところで、一緒にもんでいくということが必要なのではないだろうかと思えます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

続いて丸井参考人、丸山参考人にお尋ねいたします。

丸山参考人の方から、食品安全における消費者

の役割分担、これが今後大きな役割を果たすというところで、もっと強調されるべきであるというふうなお話がありました。一方で、神山参考人の方からは消費者の権利をもっときちんと明確にすべきだというふうなお話もありましたが、消費者の役割分担、それとその消費者の権利という部分について、丸山参考人、丸井参考人、それぞれどのようなお考えをお持ちでしょうか、お願いいたします。

○参考人(丸山務君) 私が申し上げたのは、食品衛生法、あるいは食の安全というのは、生産者だけでなく駄目だし、売っているあるいは造っている人だけでも駄目、消費者もやはりそれに見合った大きな役割を担っているんだということを強調したい。それが法律にどういうふうにかかされるかということとは私よく分からないんですが、その役割を教育ということで具体化していくことが大事だろうというふうに、そういうふうに思っております。

法律の中で、私、法律の専門家でないもので、それがどういうふうに表示されるかというのは全く分からないんですが、その教育というの、お母さんとかそういうことでなしに、学校教育とかそういうところも含めてこの食の安全性というものを進めていっていただきたい、こういう趣旨で先ほどは御説明申し上げたつもりでございます。

○参考人(丸井英二君) 消費者ですけれども、消費者の権利ということに関して、私は法律の専門家でももちろんありませんが、全般としては、大枠としてはとても必要な大事なことだと思えます。ただ、個別の場面で消費者がこの物について自分の権利をいうことで、一つ一つのことについて権利の、個別の場面で権利を主張するというものになっていくのは、先ほどお話ししました本来あるべき信頼関係、これが十分機能しなくなるのではないかと。

食ベるということに関して言えば、これはもちろん十分に健康が守られるための必要最低限の権利ではあるけれども、個別の場面で、言わば安全

なものを供給してくれという、それは一般論としてあるけれども、個別の場面でそれを余り強く出し過ぎるというところは、結局のところ、今度は供給する側のまた、が十分安全なものを出し切れなくなっていくのではないかとというふうにも思っている。あるいはむしろ出さない方がよいのではないかとというふうなことも出てくると思いますので、余り物にこだわる形で消費者が権利を主張する形でなく、むしろ、事情をよく分かりながら理解して、そして信頼関係を双方で、それは供給する側も信頼関係をきちんと作れるように安全なものを供給する努力をするし、一方で消費者も、例えば表示のようなものを通じてきちんと理解をして、そして無理な使い方をしない、例えば食中毒が家庭で非常に多いというのは、これはやっぱり消費者の側の問題もあると思いますので、権利と消費者がすべきことのその両面をやはり見るべきだろうというふうに考えます。

○森ゆうこ君 最後に神山参考人にもう少し伺いたいんですが、今もいろいろなお話がありましたが、リスクというものがあつて、それをなるべく少なくしていかなければいけない。そういう意味で、消費者の権利も大切にしながら文字どおりコミュニケーションを図っていくということが今後重要だと思えますので、そのことに関して一言。

それとあと、特にダイオキシンのことについてずっと取り組んでこられたということで、私も日本の今の基準というものがちよつと緩過ぎると思つていて、次の世代に非常に大きく影響するものから、少しダイオキシンについて一番今問題意識を持っておられる点に最後に触れていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○参考人(神山美智子君) 消費者の権利と言つた場合に、物についての権利というのは言つてみれば売買契約上の権利ですから、それは民法上保障されておりますので、そういったことまでこの食品衛生法の中に入れる必要はないわけですから、例えばBSEのような問題でだけかが変異型

クロイツフェルト・ヤコブ病になったというように、これが報告書の中では失政だというふうに批判されておりますが、そういう失政によって変異型クロイツフェルト・ヤコブ病になったときの消費者の権利、それは国に対して損害賠償ができるのではないかとという形の権利とか、あるいは、主としてこの食品衛生法について申しますと、意見を述べる権利ということに特化して考えていただいてよろしいのではないかとというふうに思っております。コミュニケーションを図るためには、やはり両方とも意見を言つたり人の意見を聞いたりする権利と義務があるという形が保障されていることこそが正しいコミュニケーションのもとであるというふうに思っております。

ダイオキシンのつきまちは、取りあえずTDI四ということで、我が国は諸外国に合せて二にするというふうな方針はいまだありませんけれども、私は四は少なくとも下げるべきである。四を基準にいたしましたけれども、百グラム食べただけで四を突破してしまうような魚という安全基準はできるはずであつて、そういう魚が市場に流れないようにもう少し考えていただきたいというふうに思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

○大脇雅子君 社会民主党の大脇でございます。今日は参考人の先生方、有益な御意見をいろいろありがとうございます。

まず神山先生にお尋ねしたいのですが、日弁連が消費者の権利を提言して以来かなりの時間が経過いたしました、今回、根本的な改正が行われるわけですが、要するに、消費者の権利とは何か、どういう内容を持った権利なのか、制度として、どのような制度として確立されるべきだということとを法的立場からお述べいただきたいと思えます。

○参考人(神山美智子君) よく言われますように、ケネディ大統領の四つの権利というようにことを言われますけれども、一番の中心は安全の権

利であるということになっております。ただし、食品でいいますと、安全を守る一義的な責任は製造業者にあるだろうというところは間違いないわけですから、国等の責任は後見的な責任になるかもしれないけれども、しかし、そのことによつて仮に被害を受けた消費者がいたときには、その消費者の権利というものは単なる反射的な利益ではなくて、これは安全の権利が侵されたのであるということが明記されるような、国等の責務というものがもう少し突っ込んだ形で、安全を守る、確保して国民の健康を保護する責務が国にあるんだということが書かれる必要があるのではないかとということ、それからもう一つ、選択の権利ということに関しては、正しい表示をするのは事業者ですが、正しい表示をさせる責務が国等にある、表示の基準を定めるだけではなくて、もう少しきちんとした表示をさせて、そして消費者が選択する権利が守られるようにする責務が国にあるということが必要だろうと思います。現在の消費者保護基本法ではそういう制度を作る責務があるということになっておりますので、制度を作る責務ではなくて、選択の権利を確保する責務があるんだというふうに書くべきだと思います。

それから、三番目の意見を言う権利については、もう既に先ほどから申し上げましたので繰り返す必要はないと思いますが、措置請求権のような形で実現していくべきだと思います。

○大脇雅子君 ありがとうございます。

丸井先生にお尋ねしたいのですが、このところ食物アレルギーというのは子供だけではなくて成人にも増大をしていて、やはりこれが食の安全の言わば病的側面として非常に国民に広範に広がっていると思いますが、その原因と改善の方法、それから、そうしたアレルギーの食品というものの対してどういうふうに国が取り組むべきかと。自己責任の食べ方の問題もあろうかと思いますが、それはさておいて、先生の御意見を簡単にお願いします。

○参考人(丸井英二君) 食物アレルギーの原因と

改善策については、これは私がここで答えとてもできないような今大問題であろうと思います。もちろん、それぞれの方々の体の状態の変化もありまして、それから、もちろん環境の変化というものが非常にこのところ大きいので、非常に複合的な原因になっているので、それで研究者も非常に苦慮していると思います。

にもかかわらず、もちろん国としても我々としてもそれに対応する必要があると思いますが、これはやはり、実際にアレルギー、食物アレルギーの原因となる物質が何であるかということと同定することはできませんので、その上でそれをできるだけ含まない食品を用意するというようなことを生産側にも、努力を今していると思いますし、また何が入っているか、これは正しく表示の問題ですが、入っているのか入っていないのか、あるいはどれだけ入っているのかということが表示によって分かるという、そういうことをきちんと制度化したわけですので、それを今実行に移しているところです。

また、もう一つ、やはり消費者がそれを、先ほどの選択するということと、これは無言のコミュニケーションですけれども、消費者の方もこの表示をきちんと見ると、見てそれに何が書いてあるかと分かるように、この教育あるいは啓蒙普及の仕事というのは非常に大きいと思います。

○大脇雅子君 ありがとうございます。

丸井先生と石黒先生にあとお尋ねしたいのですが、ともに輸入食品に対する安全性の問題を提起されました。

これほど多様な輸入食品があるにもかかわらず、日本の市民の側の危機意識が私は非常に、薄いというところと消費者の責任になりますけれども、その消費者もまた危機意識が薄いし、それからそれを、輸入を許可しているその政府側の制度的な危機意識も薄いのではないかとこのように考えますが、輸入食品と安全に対する関係で、今後どのような制度的な改正をしたらいいのかということをお尋ねしたいと思います。

お尋ねしたいと思います。

○参考人(丸山務君) 輸入食品の安全確保ということ、先ほど来申し上げておりますように、やはりその一つは、水際の検査を強化をするということだろうと思います。

ただ、これは私はその検査だけでもってこれができるのかというと、これだけの大量のものが入ってくるのをすべて検査でもってチェックをし、漏れのないようにするというのはほとんど不可能であろうと。したがって、地方公共団体あるいは登録検査所の内容をしっかりとでもそうした検査の充実をほかに求めていくべきであらうというふうには思っております。

日本の食品の輸入で大変な問題は、ほかの国と違って原材料だけ入れてくるんでなしに、加工したもの、それからもう調理したものまで入れてきてしまうところがある、この検査や検査で大変難しい問題にして、ただこれをどうしたらいいかということについては、私そのアイデアが何もないんですが、現実としてはそうした難しさがあるということでございます。

○参考人(石黒昌孝君) 確かに、輸入食品については農薬の問題、添加物の問題、病原菌の問題、カビ毒の問題とかいろいろあります。

これらはどうしてもチェックしないう限り国民の健康に影響を与えるんじゃないかと思うんですね。ですから、一つはその基準ですね。基準について厳しくする必要はあるんじゃないかと思うんです。

例えば、小麦なんかについては、今クルルピリホスメチルというのが入ってくるんですが、これはまだ基準が決まっていけないということで青天井になっていますし、マラチオンについては、一応ppmというところで十六倍に基準が緩められているんですけども、結局そういう形で入ってきていると。それで、なかなか基準以外のものが、なかなか決まっていけないもの以外が、今までできなかったわけですね。こういうものはだからきちとやる。それから、ほかの抗生物質ですとか

そういうものについてもきちとチェックができるようにしていくことが重要ではないかと。

実際やるにはどうしたらいいかといえば、結局基本はまず、国がきちとやれる体制、チェックできる体制というものを作って、そしてそれを補完する形でそういう今までの指定検査機関とかそういうのを全部やるということ。それから、やっぱりモラルハザードをなくして、消費者なりそういうところがちゃんと責任を持つと、輸入したものについて、そういう体制を作らないと駄目ではないかというふうに思いますよね。そういうことをきちとチェックして安全を守りたいと、こういうふうに思います。

○大脇雅子君 ありがとうございます。

○西川きよし君 本日は御苦労さまでございました。

私が最後になりますが、まず最初は、丸井参考人、丸山参考人、お二方にお伺いをいたしたいと思います。

諸先生方からいろいろな角度の御質問がございましたんですが、私は、この情報の公開、そしてまたこの伝達の在り方、大変日々の生活で本当に不安を感じますし、ここ数日間のこのSARSの問題もそうでございますけれども、例えば宿泊先を公表するしないということ、国と地方自治体におきましては考え方が随分分かれておりました。例えば、そういった背景にはやはり風評被害等々を警戒をするということが強くあったと思います。

今回のBSEの調査報告書の中でも、この「風評被害を警戒して、遅滞なく情報を公開し透明性を確保する努力が不十分なケースも見受けられる」という指摘もございまして。そしてまた、「情報の緊急性や信頼性に応じ未確認と断った上でも情報提供することが求められる」ともあるわけですね。この食の安全に対する情報公開につきましてですが、この風評被害への警戒について、是非お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(丸井英二君) 風評被害は、これは実際に例えば食品の表示の問題でも起こってきていると思いますが、基本的にはこれはもちろん情報は公開すべきものでありますけれども、言わば公益性と個々の場面の倫理のこの二つの間で、先ほどのように、情報を少し公開をしてはむしろその当事者に被害が及ぶ可能性があるというようなことも起きてくると思います。

というわけで、未確認でも公開するというのは、一方で恐らく予防原則というところにもつながってくると思いますけれども、これは本当に私は、今簡単にお答えできる問題ではないと思いますけれども、一般論としてはできるだけもちろん情報公開をするという中で、それによって被害を逆に受けられる方をどのように保護するかということと同時に考えてそれを進めていくと。

これは先ほどの企業の中で例えば内部告発をする方などと同じ共通した問題で、内部告発をする方を保護するという、現在考えられておりますけれども、それを同時にしながら、実際に情報を全部出していくと。その両面を、先ほどの全体への対応と個別問題の起こる事例への対応と、この両方をやはり押さえていかなければいけないというふうに考えております。

○参考人(丸山務君) 正直言って、私もうまい答えが持っておらないんですが、情報公開はいつどのような方法でやるかということが一番ポイントになると思うんです。日本の今の社会の中で過剰な反応というものが恐れる余り、その正確さ、タイミングというものが、ずれてしまったことによつていろいろな問題が起きた、拡大してしまつたという、そういう事実はあるような気がするんです。

基本的には私もその情報というのは早くに公開をすべきだろうと思うんですが、その方法をどうしていくかというその国民側の受け方と、その辺りの、何というんでしょうか、考え方が、危機に對するあるいは危害に對しての反応の仕方を十分考えながらやるという、そういう現実面もあると

思いますので、いつ、どのようにして公開していくかという、その辺りを十分考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。ただいまの、風評被害を受けた側への対応策と申しましようか、これについてのお考えを是非石黒参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(石黒昌孝君) 風評被害という、まず起きる前にそういう事実が客観的にどういうふうにつかまえられるかという点で、やはり必要な手続というものをやれば、当然そういう情報は公開していいんじゃないかと思うんです。

昨年までは余り、例えば冷凍ホウレンソウなんかの例をやりますと、会社の名前は出さなかつたんですよ。ところが、昨年からは一応こういう会社のものはこういう違反したというのを出すようになったわけですね。その結果、そういうものについてやはり自制するということか、そういうのも大分できてきているわけですよ。だから、冷凍会社なんかでも、自分でやつぱり分析する人を雇つて自分でちゃんと分析、チェックしようかと、こういうようなことも出てくるわけでありまして。ですから、やはり具体的にそういう事実に沿つたものが分かつた場合にすぐ発表すると。

今度の冷凍ホウレンソウについても、厚生労働省は、すぐ二つの違反があつたということをやつて、きちつと対応するべきだと、こういうことをやっていますけれども、そういう点では、やはり情報公開というのはいささかとやれば、それで風評被害が起きるということはないわけですよ。だから、そういう点はそういうことでやるということが重要じゃないかと思ひます。

○西川きよし君 ありがとうございます。次に、神山参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

最後のお伺いになるんですけれども、例えば、今回のBSE問題が発生した当時、各、テレビ局、新聞、雑誌はもとよりですけれども、た

んの報道がございました。ただ、聞くところによりますと、プリオンの研究者は非常に数が限られているというところで、人数が少ないわけですから、そういう方々が自分の研究の時間を割いてでも、本当に真心一杯で、高い見識と責任感がないとできないようなお仕事をしてくださつたわけですから。

その場合、そういう方々がおつしやるには、幾ら正しい知識をもつてしても、それだけでは市民に安心をしてもうけない、いかに分かりやすく具体的に解説するかというのは、いわゆるコミュニケーション、そういうコミュニケーション技術を持ち備えていないと不信感であるとかパニックの解消にはなかなかならないということでございます。

私自身もそう思ひますが、こうした点で、今後どういった対応が先般は必要だというふうにお考えでしょうか。是非、最後にこれをお伺ひして終わりたいと思ひますが。

○参考人(神山美智子君) もちろん、分かりやすく具体的に説明するというのがリスクコミュニケーションの根底にあることで、それを食品安全基本法と食品衛生法でやつていくという体制になつていくんだと思ひますけれども、先ほど来お話がありましたように、研究者がいらつしやらない、そういう人材の育成が大事であるということと、それから、私は、風評被害を恐れる余り情報を隠すということが風評被害を生むもどと思つておりますので、正しい情報をなるべく早く出すということこそ風評被害を防ぐことであると思ひますし、仮にいわれのない風評被害が起きて、それでも、風評被害が起きて安全を確保するためには情報を流さなければいけない緊急性があるということを考えますと、そういう被害を受ける可能性のある人のセーフティネットのようなものとして何らかの損失補償をするというふうな手当てがあつてもいいのではないかと。そうすればそういうことを心配せずに早くに情報を公開するということが可能になるのではないかと。というふう

にも考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。○委員長(金田勝年君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、長時間にわたりまして貴重な御意見を述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。
午後三時三十五分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七五〇号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一七五一号)(第一七五四号)(第一七五五号)(第一七五六号)

第一七五〇号 平成十五年五月六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道小樽市朝里二ノ一ノ五
星野勝幸 外六千八百一名

紹介議員 伊達 忠二君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一七五一号 平成十五年五月六日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似三条一ノ四ノ二五 小林徳夫 外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七五四号 平成十五年五月七日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 札幌市中央区大通西一九ノ一ノ二
九ノ八〇一 神川はる恵 外九十

九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七五五号 平成十五年五月八日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道網走市駒場南八ノ一四ノ二

三 田中幸子 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七五六号 平成十五年五月八日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 福岡市南区大平寺二ノ二一ノ一五

小原徹也 外六百三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十二号中訂正

ページ 段 行

原文

訂正文

三 一 から 四 終わり

相互補助的

相互扶助的

平成十五年五月二十八日印刷

平成十五年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A